

業務委託仕様書

1. 件名 健（検）診及び予防接種医療機関の請求書等点検入力業務委託

2. 履行場所 門真市御堂町 14 番 1 号 門真市保健福祉センター内

3. 契約の種類 準委任型

4. 契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日まで
本業務は債務負担行為に基づく複数年契約となる。

5. 業務時間 毎月 10 日間程度
午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間

6. 業務内容

(1) 予診票内容、請求項目、件数、金額、振込先等の点検

① 各予診票等の下表項目の記入の有無及び記載内容に不備がないかを点検する

種別 点検項目	予 防 接種 (成 人)	種別 点検項目	がん (胃・肺・大 腸・子宮・乳) 骨粗鬆症	健康診査
回数	○	受診日	○	○
接種年月日	○	フリガナ	○	○
フリガナ	○			
氏名	○	氏名	○	○
性別	○	年齢	○	○
年齢	○	生年月日	○	○
生年月日	○	住所	○	○
住所	○	判定	○	○
電話	○	検査所見	○	○
保護者氏名	○	医療機関名	○	○
診察前体温	○	読影医師名	○ (肺がん・胃内視 鏡・乳がん)	×
医師記入欄	○	医師名	○	○
同意欄	○	クーポン利用有無	○	×
接種量	○	生活保護証明有無	○	○
実施場所	○	診査票(医師記入欄)	×	×
医師名	○	保険種別	×	○
ロット番号	○			
接種券有無	×			
利用券有無	×			

- ② 請求書の請求項目・件数・金額・振込先・予診票の内容との整合性の点検
- ③ 記入漏れ、記入間違い、内容に不備がある場合は付箋をつけ、発注者に報告する。

※予防接種予診票は、対象者、対象期間、ワクチン有効期限及び定期接種実施要領に基づく接種方法についての点検を行い、内容により発注者の所有するシステム（以下「システム」）検索して確認する。不備のあるものは、ただちに発注者に報告し、発注者が医療機関に連絡し、内容を聴取し、訂正の要するものは返戻する。

(2) 支払いデータ入力

点検済みの請求書を基に、発注者の所有するシステムに請求内容の入力を行うこと。

(3) 支払明細書・テキストデータの作成及び点検

- ① システムより支払明細書を出し、請求内容と照合すること。
- ② システムよりテキストデータを作成・点検し、誤りがなければ、発注者の指定するフォルダに保存すること。誤りがあった場合、ただちに訂正し、再度、確認すること。

(4) 予防接種請求書の整理

予防接種については、請求書の種類毎に結束する。ただし、小児の予防接種請求書は1枚で数種の予防接種が記載されているため、請求書の請求額が記入されている一番上の種別から種別毎に揃えていく。

必要に応じて同一医療機関からの2種類目以降の請求についてはコピーを作成し、用紙右下に「原本は 番に添付」の印を押印し、予防接種の種類ごとに結束する。

なお、健（検）診又は予防接種にかかわらず、結束した請求書がどの種別の束かわかるように付箋を付けること。また、付箋には、その最終請求日を記入すること。

(5) 健康診査（独自項目）の整理

- ① 結果票については、医療機関ごと及び、保険種別に仕分けし、件数を確認する。
- ② ①で仕分けした結果票の件数を基に内訳表を作成する。

※(1)から(5)までの業務については、請求月の翌月 10 日（10 日が土日・祝日等の休日の場合は、その前の平日）から換算して、10 営業日前までに完了すること。ただし、予防接種の市外請求分については、この限りではない。

7. 作業人員

本業務に携わる者は、パソコン入力を含む医療関係事務の経験が3年以上ある者とする。

8. 名札の着用

受注者は本契約の作業に従事する者に名札を用意して、必ず着用させることとする。

9. 報告書の作成

受注者はすべての点検・入力等が完了後、速やかに「完了報告書」を作成し、発注者に提出すること。

10. 消耗品等について

本業務において使用する用紙については、原則として発注者が負担するものとする。ただし、受注者が使用するその他の事務用品等消耗品については受注者の負担とすること。

11. 現場責任者及び緊急連絡先について

受注者は、従事者を管理し、業務が円滑に履行できるよう連絡調整、報告を行う現場責任者を選任すること。また、受注者は業務履行開始までに緊急時の連絡先等を発注者に報告すること。

12. 支払方法について

毎月払とする。

13. 情報の保護

本業務においてUSB等の記憶媒体の使用又は、紙媒体についても業務場所外への持ち出しを一切禁止する。

14. 建物使用料及び光熱水費

門真市行政財産使用料条例に基づき、建物使用料（行政財産使用許可申請提出）及び光熱水費は受注者の負担とする。受注者は市が発行する納入通知書で納期限までに納入すること。なお、振込手数料については受注者の負担とする。

15. 損害賠償

受注者は、本業務中に受注者の過失により、本市の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、そのすべてにおいて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。受注者は損害賠償に備え、損害保険等に参加するなどの対策を講じること。

16. 疑義

本仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議して取り決めるものとする。

17. 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報保護に関する

る関係法令及び別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

過去の業務実績

令和7年4月～令和8年3月の予診票処理実績 (単位:件)

※令和7年度より予防接種 新型コロナワクチン、高齢者帯状疱疹ワクチンが追加

※予診票1枚につき1件と算定しています。

※合計は令和7年4月～令和8年2月

(但し、業務に要した人数や日数は令和8年1月までの合計)

月	予防接種			がん検診	がんクーポン	健康診査	総合計	業務に要した人数(延べ)	日数
	こども	成人	合計						
4月	1310	206	1516	224	0	113	1853	10	5
5月	1310	381	1691	603	0	588	2882	12	6
6月	1407	397	1804	1030	7	1158	3999	12	6
7月	1315	333	1648	1388	6	1005	4047	12	6
8月	1204	259	1463	1043	4	601	3111	12	6
9月	1297	232	1529	1095	7	763	3394	12	6
10月	1327	7265	8592	1560	2	1087	11241	20	8
11月	1084	8144	9228	1261	1	950	11440	19.5	8
12月	1081	2226	3307	1252	2	693	5254	16	8
1月	1173	515	1688	1057	2	559	3306	12	6
2月	944	204	1148	1054	2	803	3007	実績確定せず	
3月	実績確定せず								
4月～2月合計	13452	20162	33614	11567	33	8320	53534	137.5	65

令和6年4月～令和7年3月の予診票処理実績

(単位:件)

月	予防接種			がん検診	がんクーポン	健康診査	総合計	業務に要した人数(延べ)	日数
	こども	成人	合計						
4月	1480	31	1511	772	0	267	2550	12	6
5月	1189	28	1217	1042	0	557	2816	10	5
6月	1170	22	1192	1461	13	1195	3861	12	6
7月	1299	21	1320	1372	5	1030	3727	14	7
8月	1486	22	1508	1236	4	629	3377	12	6
9月	1663	21	1684	1185	7	644	3520	10	5
10月	1565	5640	7205	1354	4	933	9496	10	5
11月	1641	9943	11584	1349	2	1036	13971	25	9
12月	1280	3931	5211	1400	4	717	7332	27	10
1月	1235	712	1947	957	3	458	3365	17	8
2月	1241	42	1283	1242	3	720	3248	12	6
3月	2071	56	2127	1406	14	1237	4784	10	5
4月～3月合計	17320	20469	37789	14776	59	9423	62047	171	78

過去年間件数

(単位:件)

年度/種別	予防接種			がん検診	がんクーポン	健康診査	延べ人数(月平均)
	こども	成人	合計				
令和3年度	17587	18443	36030	16793	67	9516	11.58
令和4年度	18401	20335	38736	16512	53	9928	11.33
令和5年度	15856	17808	33664	15488	45	9773	12.17

予定件数

種別	年間予定件数	補足
骨粗鬆症検診	76	令和8年度夏頃より開始
RS ウィルス	1400	令和8年度より開始